

災害時における一般廃棄物の収集運搬
の支援に関する協定書

枚方市

ひらかた環境事業協同組合

災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）とひらかた環境事業協同組合（以下「乙」という。）は、「枚方市地域防災計画」に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における一般廃棄物の収集運搬業務の支援（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物（一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（し尿及び汚泥並びに災害により損壊した建築物に係る建築廃材等を除く。）をいう。）の収集運搬を円滑に実施するため、協定業務に関する基本的事項を定めることにより、災害に迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合において、必要と認めるときは、乙に対し、協定業務を要請するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に協定業務を要請しようとするときは、乙に対し、災害時における業務協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協定業務を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに、災害時における業務協力要請書を乙に提出しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、協定業務が円滑に実施されるよう、乙に被災及び復旧の状況その他必要な情報を提供するものとする。

（協定業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を調達し、その状況を甲に報告したのち、協定業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 適切な収集及び排出に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。
- (4) 法令に則り適正に個人情報を取り扱うこと。

（実施の報告）

第5条 甲は、協定業務を終了させるときは、乙に対し、その旨を通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による通知を受けた場合は、甲に対し、業務完了報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(災害補償)

第6条 協定業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となった者又はその遺族に対する災害補償については、乙加入各社が加入する労働者災害補償保険による補償給付によるものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、協定業務を実施中の車両が関係する自動車事故（当該協定業務に従事する者の責めに帰することができない事由により発生したものを除く。）により、その者以外のものに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(費用の負担)

第8条 前2条に定めるものを除くほか、協定業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用の額及びその支払い方法については、協定業務を実施する都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
3 前項の費用の額の算定に当たっては、協定業務に従事した者の数及び従事した時間並びに使用した車両の数並びに甲が実施している一般廃棄物の収集業務委託に係る設計単価を考慮するものとする。

(情報の交換及び提供)

第9条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、相互にその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも同様とする。
2 甲及び乙は、協定業務の実施中に災害に関する情報を覚知したときは、必要に応じ、相互に当該情報を提供するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。
2 前項の規定による通知は、協定を終了させようとする日の1月前までに行うものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年9月4日 締結

甲 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
枚方市長

印

乙 枚方市香里ヶ丘2丁目1番4号
産晃マートビル203号
ひらかた環境事業協同組合
理事長

印

災害時における業務協力要請書

ひらかた環境事業協同組合
理事長 様

枚方市長

災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定書第2条の規定により、次のとおり協定業務の実施を要請します。

要請の内容	
収集場所	
搬入先	
担当者	

*要請内容の詳細については、担当者よりお知らせします。

年 月 日

業務完了報告書

（宛先）枚方市長

ひらかた環境事業協同組合
理事長

災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

実施業務内容	
人員、車両台数及び時間	
搬入先ごとのごみの搬入量	
実施時期	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
報告担当者	職名： 氏名： 連絡先：

*その他市の指示するもの